

見附市上下水道局会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第6号

見附市上下水道局会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年見附市上下水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条中「見附市条例第22条」を「見附市条例第22号」に、「見附市規則第17号」を「見附市規則第16号」に改める。

第4条第1項中「及び同規則第15条第3項」を「、同規則第15条第3項及び第15条の2第2項」に改める。

別表の1の表中

「

第23条

」を

「

第23条

第23条の2

」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。